

木曾三川下流部における 不法係留船舶対策について

木曾川下流河川事務所
1F会議室14:00~16:00

1 木曾三川下流部不法船舶協議会(幹事会)の開催状況

2 H21年度 対策実施【ブースター船】

3-1,3-2 H21年度 対策実施【下坂手変形護岸】

4 H22年度 不法係留船舶対策スケジュール

5-1,5-2 H22年度 不法係留船舶対策箇所【松之木変形護岸】

6-1,6-2 H22年度 不法係留船舶対策箇所【西川地区】

7 【別紙】不法係留船舶対策計画(素案)

国土交通省中部地方整備局 木曾川下流河川事務所

1 木曾三川下流部不法船舶協議会(幹事会)の開催状況

平成19年 3月16日	幹事会	協議会設置の趣旨
平成20年 2月15日	第1回協議会	不法係留船の現状と問題点
平成20年 6月26日	第2回協議会	現地視察 漁船とプレジャーボートの線引き
平成21年 1月16日	第1回勉強会	不法係留船の問題点と対策の流れ
平成21年 2月26日	第2回勉強会	基本方針(案)について
平成21年 3月19日	第3回協議会	基本方針(案)について 大型作業船の是正措置について
平成21年11月26日	幹事会	第4回協議会に向けて
平成21年12月17日	第4回協議会	早急に対応が必要な案件について 船舶対策計画の策定について
平成22年 6月14日	幹事会	第5回協議会に向けて

木曾川下流管内には約1,500隻の船舶が係留されており、約700隻が河川法の無許可船舶

【協議会の構成】
学識経験者、国、県、市町、警察、海上保安庁
【協議会の目的】
木曾三川下流部における不法係留船等の計画的な対策の促進を図る。

- 洪水時の流下阻害
- 流出した船舶等による河川管理施設の損傷
- 河川工事実施の支障
- 一般公衆の自由使用の妨げ
- 係留杭等設置による護岸の損傷
- 燃料油等の流出による水質事故
- 景観の阻害

河川管理上の支障等

2 H21年度 対策実施【ブースター船】



長良川左岸12k付近に係留



【ブースター船とは】
長良川河口堰運用開始後の浚渫工事に従事した作業台船。全長約47m、幅約15mで32klのA重油を積載していた。老朽化が進み、沈没や燃料油の流出のおそれがあった。

- 職員(事務所・出張所)による巡視
- 委託巡視による確認
- 緊急連絡網の作成
- 作業日報の作成
- CCTVカメラによる監視及び録画
- 長良川河口堰管理所への情報提供
- 所有者に対する長良川河口堰操作情報の提供

ブースター船解体
作業中の監視体制

H20.9.16	指示書 (河川法第77条第1項) ※全6回交付
H20.3.13	監督処分 (河川法第75条第1項)
H21.4.15	戒告書交付 (行政代執行法第3条第1項) 履行期限: H21. 5. 14
H21.5.11	所有者から自主撤去する旨の申し出
H21.5.14	自主撤去開始
H21.8.10	撤去作業終了



解体状況

代執行手続き
実施経緯

3-1 H21年度 対策実施【下坂手変形護岸】



長良川左岸9.4km付近
下坂手変形護岸



H21.11.23撮影

H21.9月調査
85隻確認

本来の利用者が
なくなったことから
H19年度末に占用廃止。

撤去指導を継続実施。

H21年には台風18号
により船が転覆・沈没

H22.1.25	指示書 →所有者が判明している船舶44、船台1、棧橋1 (河川法第77条第1項)
H22.1.25	簡易代執行公告 →所有者不明船舶38、船台4 (河川法第75条第3項)
H22.3.9~15	簡易代執行 船舶32、船台1 を撤去・保管
H22.3.26	指示書 ※2回目 →所有者判明船舶3、棧橋1 (河川法第77条第1項)
H22.3.29	全船舶、工作物の撤去を確認

簡易代執行
実施経緯

簡易代執行の状況 22.3.9~15

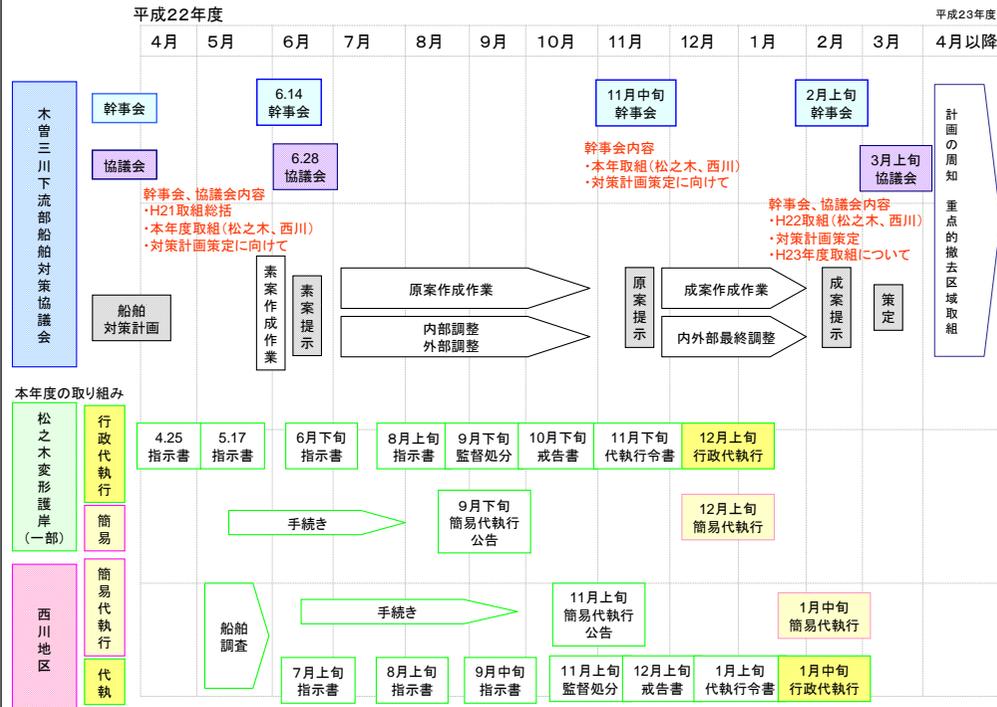


- 船舶85隻
 - 自主撤去53 簡易代執行32
 - 船台4台
 - 自主撤去3 簡易代執行1
 - 栈橋1基
 - 自主撤去1
- 船舶の対応状況

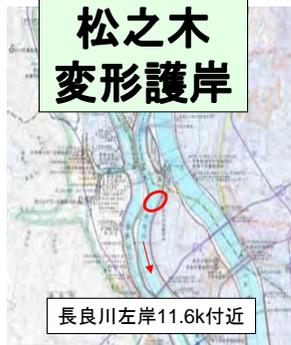
簡易代執行後 進入防止対策を実施 (22.4.30完了) 下坂手変形護岸を閉鎖



今後は葦原等の自然再生事業を予定



松之木 変形護岸



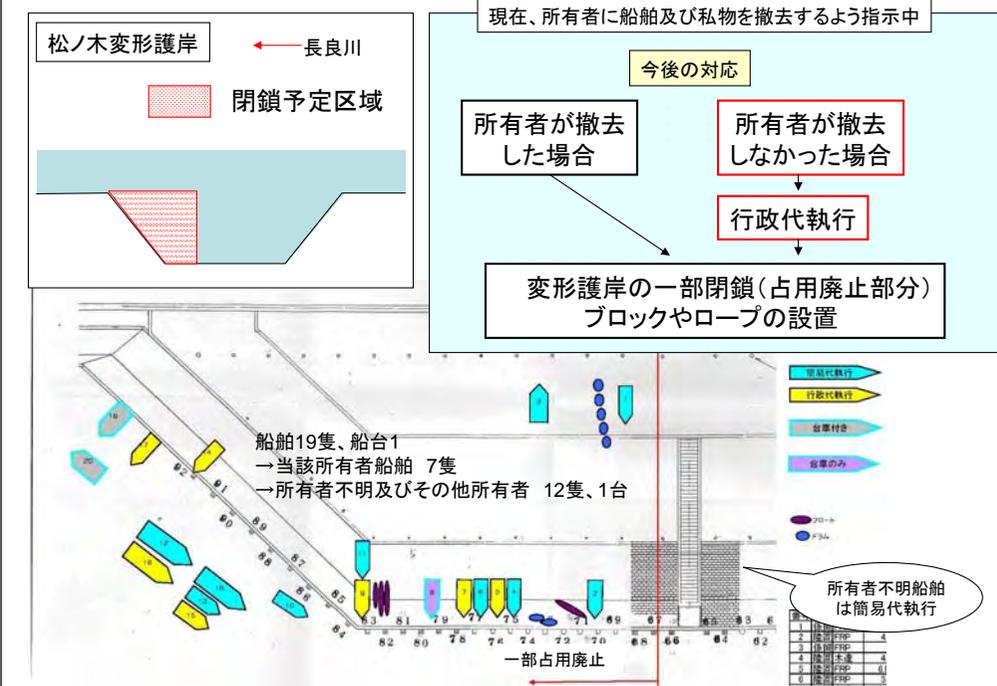
【船舶所有者の状況】
当該所有者は高齢、病気等により船の管理が困難となっている。

- 21.10.8 台風18号で沈没、是正指示に従わず放置
- 22.3.2 水質事故発生(沈没船から油流出)
- 22.3.8 沈没船引き上げ
- 22.3.26 指示書 1回目
- 22.4.19 一部占用廃止(当該所有者の使用に係る部分)
- 22.5.17 指示書 2回目
- 22.6.8 所有船舶について本人同行し現地確認
- 22.6下旬 指示書 3回目

※昨年度からの懸案



現在の状況(22.4.15撮影)



【西川地区】

(水辺の楽校周辺)



木曾川右岸10.4k付近

簡易代執行の
実施

(行政代執行含む)



21.10月撮影



22.5.6撮影

不法係留船舶の状況
(不法係留船、転覆船、廃船)H22.5月時点で40隻を確認
現在、所有者調査を実施

【西川地区における問題点】

- 日常管理ができていない船が多数、長年に亘り放置されていること。
- 転覆、廃船等があることから油流出による水質事故や洪水時に流下阻害の恐れがあること。
- 水辺の学校付近であり景観の阻害になっていること。

※許可施設以外において不法係留船が多数であること及び所有者不明船の割合が高い。



木曾三川下流部 不法係留船舶対策計画（素案）

- 1)管内における係留船舶等の現状
- 2)河川内における係留船舶、棧橋等の問題点
- 3)現在まで河川管理者が実施してきた不法係留船舶対策
- 4)変形護岸の整備
- 5)不法係留船舶対策に係る計画策定の目的
- 6)不法係留船舶対策に係る計画策定の方法
- 7)計画の対象区域
- 8)船舶対策計画策定にあたり留意すべきこと

9)係留施設及び係留船舶の取扱

- 10)不法係留船舶のうち、対策における扱いに一定の差異を設定する生業の用に供する船舶の定義
- 11)規制措置と係留・保管能力の向上を両輪とする対策の推進
- 12)所有者の自己責任及び占用許可受け者の管理の徹底
- 13)規制措置の実施方法
- 14)係留・保管能力の向上
- 15)条例整備に向けた取組
- 16)広報・啓発の取組
- 17)不法係留船舶対策 実施フロー
- 18)不法係留船舶対策 年次計画工程表(H23～26年度)

不法係留船舶対策計画策定について -1-

1)管内における係留船舶等の現状

係留船舶数 1,478隻

H18年
調査

漁船
422隻
漁船以外
282隻

うち、許可船舶以外
許可船舶

704隻
774隻

(変形護岸や防災棧橋に係留を認めたもの)

漁船
542隻
漁船以外
232隻

棧橋

国の設置した棧橋(防災棧橋) 6カ所
不法棧橋 124カ所

H18年
調査

不法係留船舶対策計画策定について -2-

2)河川内における係留船舶、棧橋等の問題点

①治水上の支障

- 洪水の流下阻害
- 洪水時の流出による橋梁等の許可工作物や護岸等の河川管理施設の損傷
- 係留環の打ち込み等による河川管理施設の損傷
- 河川工事施工の支障
- 津波、高潮被害の拡大
- 船舶所有者(特にプレジャーボート)において遠隔地居住者が多く、洪水時等の迅速な対応が困難

護岸損傷(係留杭)



出水による船舶の転覆



沈船による施設の損傷



②その他の支障

- 沈船、転覆による油漏れ事故等の発生(事故対策に要した経費、物品は原因者が負担)
- 他の河川利用者の自由使用の妨げ
- 景観、自然環境の阻害
- 放置船のホームレス居住、非行活動の温床を助長

燃料油等の流出



レジャー



3) 現在まで河川管理者が実施してきた不法係留船舶対策

① 河川法、行政代執行法等に基づく是正指導

(イ) 是正指導、指示

注意看板の設置、違反者の確知、口頭指導等の実施



最近では
(ロ) ブースター船行政代執行手続き

ブースター船は長良川河口堰運用開始に伴いマウンド浚渫工事に従事した大型作業台船であり、工事終了後も係留を続けていたが、河川法における監督処分につき行政代執行における戒告書交付を実施したところ、H21年8月ブースター船は自主撤去に至った。



(ハ) 下坂手変形護岸簡易代執行

平成19年度末に、本来の占有者がいなくなったため占用廃止。地元自治体と河川管理者が看板設置や口頭指導による撤去を指導するが改善されず、H21台風18号でさらに船が沈没。所有者不明船舶についてはH22年3月簡易代執行を実施。所有者判明船舶については指示書を交付し自主撤去に至った。

② 廃船の処理

所有者不明で、船舶等の財産価値が認められない船舶(廃船)について、木曾下流河川事務所では廃船認定した船を処分している。(年間10~20隻程度)1隻当たりの処分費は5~10万円程度。



③ 船頭平長良川水路の整備

船頭平長良川水路には、過去、台船を利用した大規模な不法占用構造物があり100隻近くの船舶が無秩序に係留されていた。これらの構造物を撤去し、平成17年、国土交通省管理の防災桟橋(兼「暫定係留施設」として整備。



4) 変形護岸の整備



歴史



漁業



整備経緯

長良川河口堰建設による水位上昇に伴う既設係留施設の使用不能化や、河川工事の支障となる係留船舶の移動場所として、高水敷の一部を利用して低水護岸を整備し、地元自治体が占用して元の利用者使用許可を認め、今日に至っている。管内34カ所、うちプレジャーを含めた暫定係留施設は4カ所

現状と課題

- 本来使用者と認められているもの以外の船舶が係留されている。
- 桟橋等の不法工作物が設置されている。
- 所有者の管理が十分でないことから、沈船・転覆による油漏れ等の水質事故や流出事故が発生している。

変形護岸等の成り立ち

木曾三川の河岸			
工事等	直轄河川工事の実施	変形護岸の整備	防災桟橋の整備(船頭平長良川水路)
許可形態	許可(河川法24条)	暫定許可(河川法24条)	
許可期間	最長10年間	最長10年間 ※期間更新なし	10年間 ※期間更新なし
許可受者	地方自治体		環境協議会(地方自治体)
管理、運営者	○使用者団体(漁協、地区別等) ○協議会(地方自治体、船舶所有者 所有者団体) ○地方自治体		管理受託団体
管理、運営方法	○船舶の管理—使用者、協議会、所有者団体(漁協、地区等) etc		許可受けカード、係留許可発行、係留料金納入許可シール船舶貼付
使用者	生業に供する船舶(漁船等) 過去から当該場所に停泊していた	生業以外に供する船舶 過去から当該場所に停泊していた	生業に供する船舶(漁船等) 過去から当該場所に停泊していた
出水時対応に係る条件等	使用者の責任において ○流出防止策を講ずる。 ○安全なところへ避難する。 ○あらかじめ避難場所、避難計画を提出 etc		警戒宣言が発せられるなど防災用船着場として使用する必要が生じたときには速やかに指定する場所に係留船舶を移動する。
新たな係留条件等	現在の許可条件、管理計画書、規則、内規等 ○将来における恒久的係留・保管施設設置にあたり、積極的にその整備計画策定に努める。 ○暫定係留施設への係留を開始した後も恒久的保管施設の確保に努める。 ○将来恒久的係留・保管施設が完成した際は、係留船舶を移動する。		○将来における恒久的係留・保管施設設置にあたり、積極的にその整備計画策定に努める。 ○暫定係留施設への係留を開始した後も恒久的保管施設の確保に努める。 ○将来恒久的係留・保管施設が完成した際は、係留船舶を移動する。

5) 不法係留船舶対策に係る計画策定の目的

木曾三川下流部の水面利用の経緯及び現状を踏まえ
自然環境等と調和のとれた安全で快適な河川利用を推進するために策定

治水、環境、河川利用

河川整備方針

河川整備計画

河川環境管理
基本計画

河川空間管理
計画

水面利用ルール(水面利用協議会)

計画的な不法係留船舶対策の
促進について

(H10. 2. 12河川局長通達)

不法係留船舶の数が多し等の理由により計画的な
不法係留船舶対策を講じる必要がある河川については、
計画を地域の実態に応じて水系又は主要な河川毎等に策定し、
計画的な撤去を行うこととする。



対策計画策定

6) 不法係留船舶対策に係る計画策定の方法

木曾三川下流部
船舶対策協議会を通じて策定

河川管理者と沿川自治体等が一体となって共通の目標を設定することが必要

水面や水際の秩序ある保全と利用に関する将来像、
規制措置、係留施設整備、係留施設管理等について協議

協議会構成: 学識者、愛知県、岐阜県、三重県、沿川自治体、警察、海上保安庁、国土交通省
平成20年2月に第1回協議会を開催して以降、計画的な不法係留船舶対策の協議を重ねている。

7) 計画の対象区域

木曾川、長良川、揖斐川を含む木曾三川下流部
(木曾川下流河川事務所管内)とする

8) 船舶対策計画策定にあたり留意すべきこと

①船舶対策計画の策定

- 重点的撤去区域を年次的に設定し、強制的な撤去措置を実施。
- 暫定的係留施設を設置しうる場合は暫定係留区域の設定。
- 重点的撤去区域及び暫定的撤去区域以外の河川区域については、河川法の指示も含めた適切な対応を取るとともに、必要に応じて強制的な撤去措置を実施。
- 対策計画には下記について定める。①重点的撤去区域における強制的撤去措置に係る年次計画 ②暫定係留区域における暫定係留施設に係る年次計画 ③幹線及び上下架施設の設置に係る年次計画 ④河川における係留・保管施設に係る年次計画

計画的な不法係留船舶対策の
促進について
(H10. 2. 12河川局長通達)

留意すべきこと

○対象とする船舶

過去の歴史、経緯等を鑑み、漁船等の生業の用に供する船舶とそうでない船舶について対策上の扱いに一定の差異を設ける。

- ☆生業の用に供する船舶(漁船等)の扱い
- ・変形護岸に係留する。
- ☆生業以外の船舶の扱い
- ・既存民間マリーナに係留する。
- ・恒久的係留・保管施設が完成したときは、当該施設に係留・保管する。

○変形護岸の扱い

- ・設置経緯を踏まえつつ、日常の管理徹底を図り、整理集約を進める。
- ・使用者は生業の用に供する船舶(漁船等)のみとする。
- ・使用者が不在となった変形護岸は占用廃止し、自然再生等の再整備を行う。

注: 河川工事の際に支障となる漁船等は、生業実態を踏まえたうえで、係留施設整備について検討が必要。

公的主体及び民間活力も含めて、今後、整備に対する働きかけが必要。

9) 係留施設及び係留船舶の取扱

不法係留
船舶等とは

計画的な不法係留船舶対策の
促進について
(H10. 2. 12河川局長通達)

河川管理者の許可に
基づかず係留している
船舶及び係留施設
(プレジャーボート等のレジャーの用に
供するものであるか、漁船等の事業に
供するものであるかを問わない)

河川法

- 係留杭等の施設設置には法第24条、第26条の許可が必要
- 係留施設を設置することなく係留する場合は一時係留でなければ、法第24条の許可が必要。

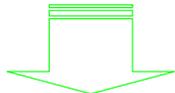
法に基づく強制的な
撤去措置の対象

但し



H10.6.19
河川局水政課長、河川環境課長、治水課長発
「計画的な不法係留船舶対策の促進について」

但し、不法係留船舶対策の実施にあたり、地域の慣行を踏まえ、生業を行うために必要な船舶とレジャーの用に供する船舶とで扱いを異にすることは、不合理ではない。したがって漁船等の事業の用に供する船舶については、例えば暫定係留施設への係留を優先的に認めること、港湾区域または漁港区域との重複区域において船舶係留施設の占用を認めること等の柔軟な対応を行うこととされたい。



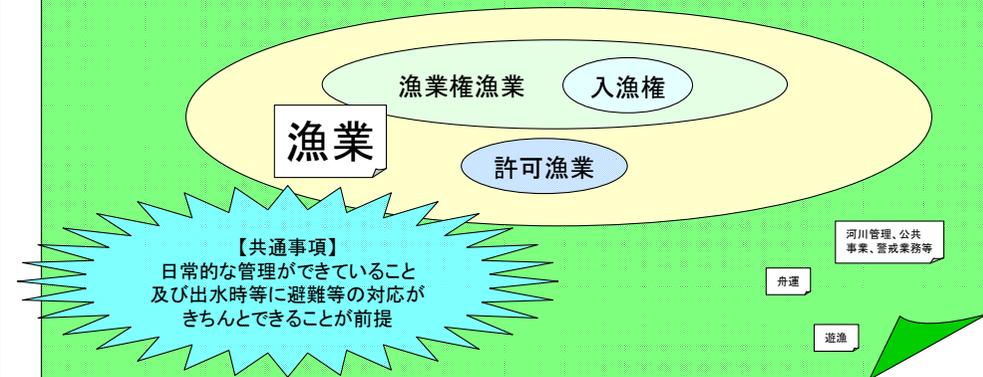
木曾三川下流部では、不法係留船舶のうち、水面利用の歴史を踏まえ生業を行うために必要な船舶とそれ以外の船舶とで対策における扱いについて一定の差異を設けるものとする。

- 不法係留船舶(生業、レジャー問わず)は河川管理施設等への衝突や、護岸等への係留杭の打ち込みによる損傷、沈没等による油漏れなどの水質事故の発生など河川管理上の支障を増大させ、河川環境の悪化をもたらしている。
- 歴史的な背景としては、古くから「船」を利用した生業が営まれてきており、河川改修時に支障となる生業の用に供する船舶については変形護岸を設置し、地元自治体が占用し漁船等の使用を認めてきた。
- 一方、レクリエーションの多様化による水上バイクやプレジャーボート等の水面利用が盛んとなり、不法係留の増加及び利用者間のトラブルも多発している。
- 生業の用に供する船舶については生活が成り立つために必要不可欠なものであることから、生業以外の用に供する船舶と対策における扱いに一定の差異を設けることとする。

10) 不法係留船舶のうち、対策における扱いに一定の差異を設定する生業の用に供する船舶の定義

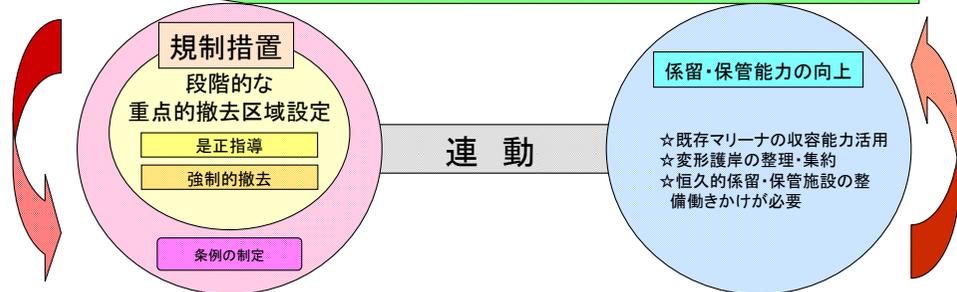
※生業でないレジャーの用に供する船舶は含まない

生業の用に供する船舶(漁船等)



11) 規制措置と係留・保管能力の向上を両輪とする対策の推進

不法係留船舶の解消

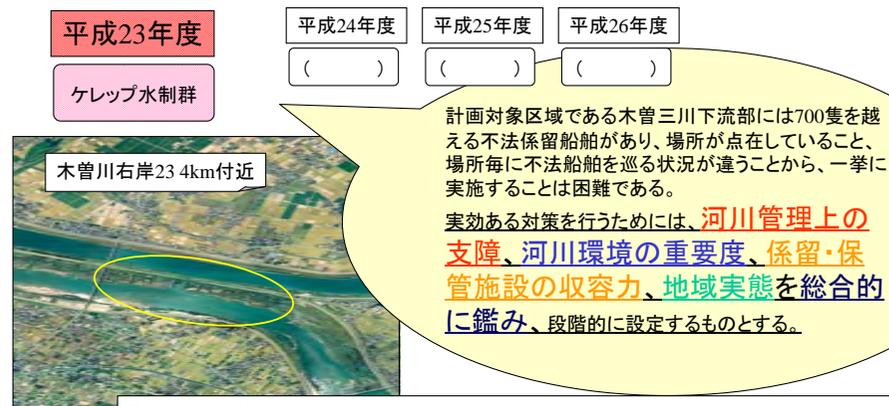


12) 所有者の自己責任及び占用許可受け者の管理の徹底

河川は公共用財産であり、自己の所有物である船舶等は自らが責任をもって所有・保管することが必要不可欠。占用許可受け者においては許可条件の遵守及び河川管理上の支障を生じないよう管理の徹底を図ることが重要。

13) 規制措置の実施方法

① 重点的撤去区域を段階的に設定



【ケレップ水制群における問題点】

- 所有者不明船の割合が高く、日常管理のできていない船が長年に亘り放置されている。
- 沈船や転覆船の割合が高く、油漏れによる水質事故や洪水時の流下阻害の恐れがある。
- 遺産損傷の恐れがある。 2000年度土木学会選奨土木遺産

